

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

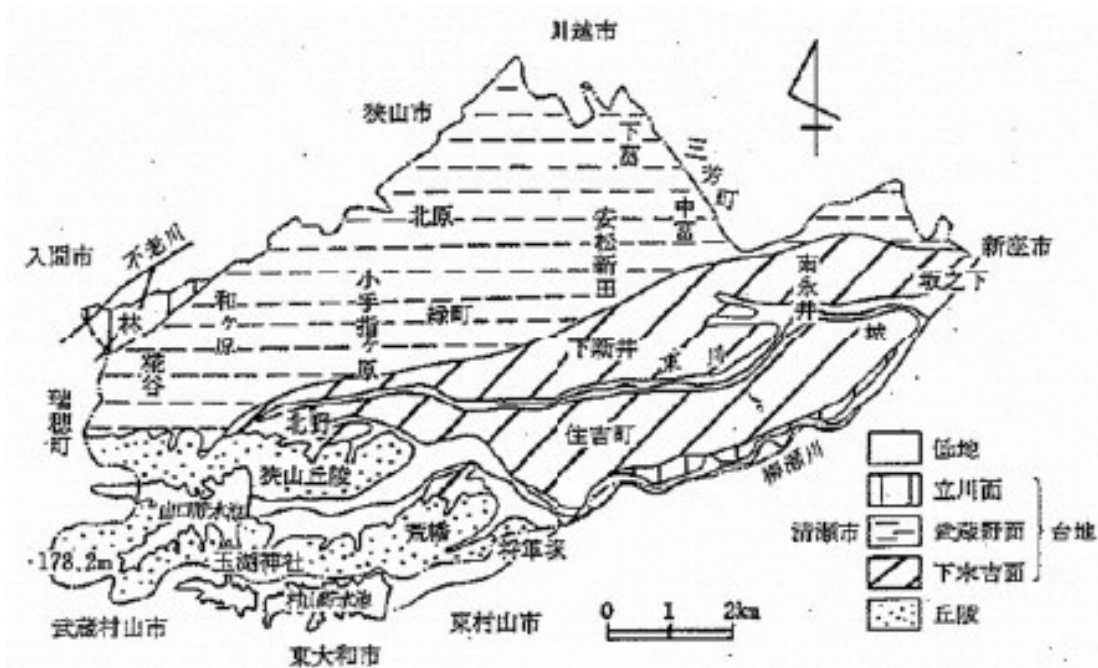
① 所沢市の概要

所沢市は埼玉県の南西部に位置し、埼玉県内では入間市、狭山市、川越市、新座市、三芳町と、南部は東京都清瀬市、東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町と接している。広さは東西 15.1km、南北 8.9km、面積は 72.11km² ある。

市の面積の大半を占める台地は広大な武蔵野台地の一部であり、比較的堅く良好な地盤となっている。また、市域の南西部は狭山丘陵であり、周囲の武蔵野台地より一段高くなっている。谷底平地は、狭山丘陵や大地を刻む小さな谷から発達した柳瀬川、東川沿岸の狭長な地域で、同河川からの堆積物により地盤は比較的悪く旧河道では軟弱地盤となっている。



【出典：所沢市地域防災計画】



【出典：所沢市史 地誌 (所沢市)】

② 所沢市における近年の災害発生状況

東日本大震災

平成 23 (2011) 年 3 月 11 日 (金) 午後 2 時 46 分に起きた、東北地方太平洋沖地震 (日本における観測史上最大の規模 M9.0 を観測) は、死者・行方不明者約 19,000 人、家屋等の全半壊 38 万棟余りと多くの被害をもたらした。本市においても負傷者 2 人、一部損壊 31 棟の被害が生じた。

また、この影響により、物流がストップすることで、多くの市民の日常生活が不自由となった。その後の東京電力福島第一原子力発電所の事故を機に、エネルギーの安定供給が大きな問題となり、本市においても電力供給がストップする事態 (計画停電) が生じた。

【出典：所沢市国土強靱化地域計画】

平成 28 年台風第 9 号

台風第 9 号の接近により南から湿った空気が流れ込み、降り始めからの総雨量が 200mm を超え、1 時間の最大雨量は、76.5mm を記録し、これは観測史上で最高となった。市内では、東川や柳瀬川などの氾濫等により、床上浸水が 119 棟、床下浸水等が 483 棟、その他、道路冠水や土砂崩れなど多くの被害が発生した。

また、荒幡地区の柳瀬川護岸が崩壊し、家屋 1 棟が大きく傾斜するなど、地域の住宅に甚大な被害が発生した。市としては、この対応として、災害対策本部を立ち上げ、全庁的に災害対策にあたった。

令和元年台風第 19 号

台風第 19 号の接近により、市では 12 日から 13 日にかけて大雨や強風となった。これに伴い、12 日 4 時台に大雨警報及び洪水警報が、同日 21 時台には土砂災害警戒情報が発令され、21 時 51 分には、大雨特別警報が初めて発令された。市では、12 日 10 時に洪水の危険性がある 5 地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、7 か所で避難所を開設した (避難者の最大数 852 人)。また、まちづくりセンターでも避難者を受け入れた (避難者の最大数 76 人)。

また、同日 18 時に土砂災害の危険性がある 6 地区に対して「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、17 か所に避難所を開設した (避難者の最大数 14 人)。市役所における 12 日の総雨量は 370mm に及び、とくに 12 日の 21 時には時間雨量 55mm を記録した。また、この台風による最大瞬間風速は 29.7m/s を記録した。

なお、この災害で市では、災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号により災害救助法が適用された。

【出典：所沢市地域防災計画】

③ 所沢市における災害時の対応課題

1. 地震

埼玉県地震被害想定調査 (平成 24・25 年度) では、県内に影響を及ぼす地震として、東京湾北部地震 (M7.3)、茨城県南部地震 (M7.3)、元禄型関東地震 (M8.2)、関東平野北西縁断層帯地震 (M8.1)、立川断層帯地震 (M7.4) を想定している。これらのうち本市に最大の被害が予測されている想定地震は立川断層帯地震 (M7.4) であり、この地震を本市の減災を考える

上での想定地震に位置付ける。

なお、調査時点における立川断層帯地震の地震発生確率は、今後30年以内に0.5%~2%である。また、地震の震度分布は破壊が始まる位置によって大きく異なるため、立川断層帯の破壊開始点は北側と南側の2つのパターンが想定されている。立川断層帯地震（M7.4、破壊開始点南側）が発生した場合の震度は、市内の大部分で6弱、最大で6強と予測されている。また、液化化の可能性は、市全域で極めて低いと予測されている。



【立川断層帯地震の想定震源（埼玉県資料）】

立川断層帯地震（M7.4）が発生した場合、市内では建物の全半壊が約6,000棟、火災による焼失が最大779棟、死者・負傷者が最大922人、避難者は最大10,381人と予測されている。

2. 風水害

埼玉県管理の主要な河川については想定最大規模の降雨で氾濫した場合の浸水想定が行われている。市内には新河岸川流域の柳瀬川、東川、不老川の浸水区域が分布し、想定最大規模の降雨量は新河岸川流域の2日間雨量746mmが想定されている。

(1) 柳瀬川

想定最大規模の降雨で氾濫した場合、山口地区東部から吾妻地区南部、松井地区南部、柳瀬地区南部が浸水し、浸水深は概ね0.5m~3.0m未満である。また、浸水継続時間は概ね24時間以内であるが一部の川沿い、低地で24時間~72時間と予測されている。

(2) 東川

想定最大規模の降雨で氾濫した場合、三ヶ島地区中央東部から小手指地区中部、所沢地区中部、松井地区中部、柳瀬地区中部が浸水する。浸水深は0~0.5m未満又は0.5~3.0m未満の地区が多い。

(3) 不老川

想定最大規模の降雨で氾濫した場合、三ヶ島地区北西部が浸水する。浸水深は概ね0.5m未満であるが、一部の地域で0.5m~3.0m未満となる。

【出典：所沢市地域防災計画】



【浸水想定区域等の分布（埼玉県資料）】

3. 土砂災害警戒区域

市内には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）により、警戒避難体制を整備すべき土砂災害警戒区域が48箇所指定されており、そのうち37箇所は、同法により建築構造等が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの区域の土砂災害の種類は急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）で、狭山丘陵や柳瀬川沿いの段丘崖に分布する。



【出典：所沢市地域防災計画】

4. 感染症

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けようがないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等は、長期的には、市民の多くが患するものではあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

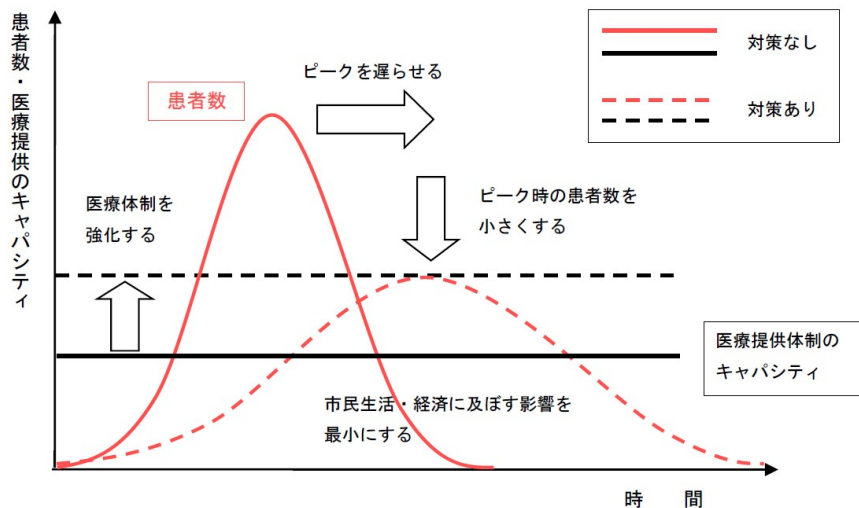
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ① 地域での感染対策等により、欠勤者（り患による欠勤、家族の看護等による出勤困難者等）の数を減らす。
- ② 事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>

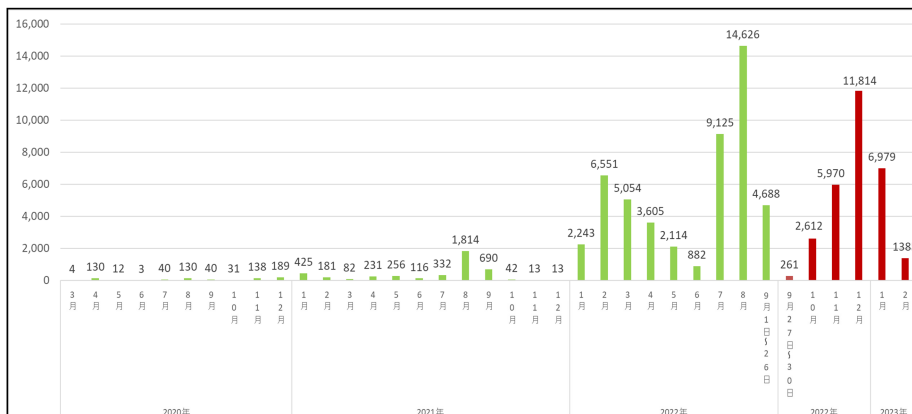


【出典：平成 26 年所沢市新型コロナウイルス等対策行動計画】

<新型コロナウイルス感染症の発生状況>

- ・所沢市では令和 2 年 2 月 18 日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長：藤本正人市長）を設置し、感染症対策の中心となる狭山保健所、埼玉県と十分に連携を取りながら、刻一刻と変化する感染状況や、「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」に対応してきた。
- ・所沢市内での新型コロナウイルス感染症の感染状況については、令和 2 年 3 月 23 日に市内初の感染者が確認されて以降、令和 5 年 2 月 28 日現在で累計 82,821 人の市民（市内居住者）が感染した。

<所沢市における新型コロナウイルス新規感染者数の推移>



※単位：人 2022 年 9 月 27 日以降全数把握見直し

(2) 商工業者の状況

管内の商工業者数並びに小規模事業者数については下記の通り推移している。

	令和4年	平成30年	増減率
商工業者数	8,655	8,853	△2.2%
小規模事業者数	6,175	6,441	△4.1%
小規模事業者割合	71.3%	72.8%	△1.5%

【埼玉県経営改善普及事業等の実施にあたり、埼玉県より示された事業者数】

約5年間の推移としては、商工業者数は減少しており、小規模事業者数については減少率が高い傾向にある。

(3) これまでの取り組み

① 所沢市の取り組み

a. 計画策定

- ・所沢市地域防災計画策定（平成27年1月改定、平成30年2月改定、令和5年4月改定）
- ・所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画策定（平成26年11月）
- ・所沢市国土強靱化地域計画策定（令和4年3月）
- ・所沢市業務継続計画（BCP）【地震編】策定（平成24年3月策定、令和5年4月改定）
- ・所沢市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】策定（平成28年3月策定、平成28年11月改定）
- ・所沢市業務継続計画（BCP）【新型コロナウイルス編】策定（令和3年4月策定）

【外部との連携】 ※災害時協力に関する主な協定（締結先）

- ・大規模災害時における相互応援に関する協定
（千葉県市原市、群馬県太田市、宮崎県日南市 外）
- ・災害時等における応急生活物資供給等の協力に関する協定
（生活協同組合コープみらい、(株)マミーマート）
- ・災害時における生活必需物資の供給に関する協定
（いるま野農業協同組合、(株)西友）
- ・災害時等における物資の供給に関する協定
（埼玉県石油業協同組合所沢支部 外）
- ・災害時における飲料水等の供給に関する協定
（コカ・コーラボトラーズジャパン(株)、(株)伊藤園）
- ・災害時における応急復旧業務に関する協定
（所沢市建設業協会、所沢市建設産業連合会、西武建設(株)）
- ・災害時における停電復旧の連携等に関する協定
（東京電力(株)志木支社）
- ・電気自動車に係る連携協定
（日産自動車(株)、埼玉日産自動車販売(株) 外）
- ・災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定

- ・(社)埼玉県宅地建物取引業協会所沢支部
 - ・災害時における放送等に関する協定
 - ・(株)ジェイコムさいたま
- b. 防災訓練の実施
- ・所沢市総合防災訓練（災害対策本部訓練、災害対策支部設置訓練、指定緊急避難場所参集訓練、各地区自主防災活動訓練、関係機関連携訓練（隔年実施））
- c. その他の取り組み
- ・職員参集システムの運用
 - ・防災ガイド・避難所マップの作成
 - ・備蓄品の整備（各指定避難場所の防災備蓄倉庫及び集中備蓄倉庫に保管）
 - ・臨時災害FM放送局設置機材の整備
 - ・「所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づく、所沢市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

② 所沢商工会議所の取り組み

- a. 災害に対する取組
- ・域内事業者に対してのBCP策定に向けた啓発活動及びセミナー等の開催
 - ・埼玉県火災共済協同組合が運営する総合火災共済の周知及び加入促進
 - ・日本商工会議所が運営するビジネス総合保険の周知
- b. 感染症に対する取組
- ・域内事業者に対する感染症対策の周知及び情報提供
 - ・緊急アンケート調査の実施等による域内事業者への影響調査及び実態把握。
 - ・域内事業者の資金繰りや販促支援、各種補助金等の支援施策の活用に向けた経営相談窓口の設置及び専門家による個別相談会の開催。
 - ・感染症の拡大防止に係る飛沫防止パーテーション（アクリルボード）の設置やアルコール消毒の徹底、体温測定器の導入。

II 課題

（1）所沢商工会議所 災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルの策定

所沢市による地域防災計画の策定を受け、所沢商工会議所は同計画を踏まえた災害時対応・事業継続対応（復旧）マニュアルを速やかに策定する。

（2）事業継続計画（BCP）に対する小規模事業者への更なる啓発

所沢商工会議所では、事業所による事業継続計画（BCP）の重要性の周知や策定支援に関するセミナーを開催してきたが、意識や関心の高まり、機運の醸成に繋がれておらず策定に取り組む事業者も増加していない現状がある。

今後、所沢商工会議所と所沢市との連携により、小規模事業者に対する補助事業・助成事業等

を執行する際に、事業継続計画（BCP）の重要性の周知や策定支援に関するセミナーを受講することを推奨する等の施策を講じることや、市の広報機能等を通じて更なる啓発を図る。なお、福島県の一部地域では、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）を執行する際に、事業継続計画（BCP）の受講を求める等の工夫をしており、これらの取組を参考とする。

（3）事業継続計画（BCP）に関連した人材不足

平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人材が十分にいないこととあわせて、地区内小規模事業者に対し保険・共済等の助言を行える経営指導員等職員が不足している。

この現状を踏まえ、外部機関との連携に課題解決に取り組む。例えば、経済産業省が所管する独立行政法人中小企業基盤整備機構では、事業者が事業継続力強化計画（単独型・連携型）を策定する際の無料のハンズオン支援事業を展開している。埼玉県では、BCP策定による産業のレジリエンス強化（県内企業の“事業継続力”の底上げを図るため、県内中小企業に対するBCP策定の働き掛けを行う。また、BCP策定状況等の調査を実施し、公益財団法人埼玉県産業振興公社のアドバイザーによる支援を実施すること。）を図っている。このような外部機関との連携を強化し、小規模事業者に対する計画策定を促進する。



【出典：中小企業基盤整備機構ホームページ】

（4）所沢市・所沢商工会議所との連絡ルートの明確化

所沢市が策定した「所沢市地域防災計画」において、所沢商工会議所の役割が下記の通り明記されており、組織間での詳細な情報共有体制を明確化する必要がある。

① 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者としての役割

- a. 市が行う商工業関係被害調査、融資希望者のとりまとめ、斡旋等の協力に関すること。
- b. 災害時における物価安定についての協力に関すること。
- c. 救援用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋に関すること。

- ② 事業継続力強化支援計画に基づき、市と連携しながら中小企業等の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定及び、それぞれの事業継続力強化の取組を支援すること。
- ③ 市と連携しながら災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めること。

Ⅲ 目標

（１）域内の小規模事業者等への「事業継続力強化計画（認定対象）を含む事業継続計画（BCP）」（以下「事業継続計画（BCP）」という）の周知と策定支援

- ① 地区内小規模事業者に対し、災害リスクを認識させ、事前対策の必要性、「事業継続計画（BCP）」の重要性を周知するとともに策定の取組を促進する。併せて、計画策定を行った事業者への、取組状況の確認などのフォローアップを行う。
- ② 自然災害が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険の加入を促進するとともに、公的支援制度の活用に係る情報提供等支援体制を強化する。

（２）災害等に対する組織体制の強化

- ① 災害発生後、域内小規模事業者が一日でも早く事業を再開し、地域経済を回復するためには、商工会議所をはじめ行政や支援機関が一刻も早く事業を再開することが重要であることから、災害・感染症等発生時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな事業再開・復興支援策が行えるよう、所沢商工会議所は事業継続計画（BCP）を速やかに策定し、行政・関係機関と連携した組織的な体制強化、防災・減災対策の強化を図る。
- ② 災害発災時における連絡体制を円滑に行うため、所沢商工会議所と所沢市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症にあったように、感染症の拡大期には、特に専門的な知見を有する保健所等の機関や日本商工会議所と緊密な連携をとり、感染症に対する正しい知識や対応に努め、その対策を講じる。
- ④ 事業者に対する適切な助言や支援が行えるよう、経営指導員が中心となって支援能力の向上に努める。

※その他：上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和5年4月1日～令和10年3月31日の5年間）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

① 小規模事業者に対する災害リスク及び感染症リスクの周知・情報提供

- a. 巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- b. 会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- c. 小規模事業者に対し、事業継続計画（BCP）の策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- d. 事業継続の取組に有効な知識を有する専門家等を招き、小規模事業者に対する防災減災セミナーや事業継続計画（BCP）策定支援セミナーによる普及啓発、行政の施策紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- e. 巡回指導時に感染症のリスク及びその影響を軽減するための取組や活用できる施策（各種補助金、助成金など）について説明する。
- f. 感染症対策においては、新型コロナウイルス感染症対策で蓄積した知見を活かし、事業者へはマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。
- g. 所沢商工会議所と所沢市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

② 所沢商工会議所の事業継続計画（BCP）の策定

- a. 所沢商工会議所は、事業継続計画（BCP）を速やかに策定し、行政・関係機関と連携した組織体制強化、防災・減災対策の強化を図る。

③ 関係団体等との連携

- a. 損害保険会社等と連携を図り、域内事業者の事業継続計画（BCP）策定に関するセミナーの開催、関係団体への周知により普及啓発を図るとともに、生命保険や損害保険、傷害保険などの斡旋を行う。
- b. 独立行政法人中小企業基盤整備機構や埼玉県と連携を図り、域内事業者が単独型もしくは連携型で事業継続計画（BCP）を策定する際にハンズオン支援を行う。

④ フォローアップ

- a. 小規模事業者に対する事業継続計画（BCP）への取組状況について実態把握に努める。
- b. 災害発生時や発生後のリスクを勘案し、防災減災の予防対策やビジネス総合保険への加入促進に努める。
- c. 事業継続計画（BCP）策定支援セミナー・勉強会等の開催や参加誘導はもとより、BCP策定時をはじめ、事業存続・継続に係る新たな取組やリスク低減等には専門知識を有する外部専門家を活用した支援を実施する。

⑤ 当該計画に係る訓練の実施

- a. 直下型地震等の災害が発生した場合を想定した避難訓練の実施及び被災者に対する支援に

必要な知識・手法の習得。

- b. 発災を仮定した、所沢市との連絡ルートの確認。
- c. 感染症の拡大や災害時に一部事務所が使用できない場合に備えた業務体制の整備、テレワーク、時差出勤等のシミュレーションの実施。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害、感染症等による発災時には、人命救助が第一優先となる。それを踏まえた上で、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- ① 応急対策の対応可能人員と実施可否の確認
 - a. 発災後の当日から3日以内に職員の安否確認・状況報告を行う。
 - b. 通信環境の状況に応じて、SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、被害状況（家屋被害や道路状況等）を所沢商工会議所と所沢市で共有する
 - c. 感染症のまん延により、国の感染症対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置や緊急事態宣言」が発令された際には、所沢市の危機対策本部の取組に基づき、所沢商工会議所による迅速な感染症対策を行うこととする。
- ② 応急対策の方針決定
 - a. 被害状況や被害規模に応じた応急対策について、所沢商工会議所の意思決定機関において方針を決定したのち、所沢市との間で共有する。
 - b. 職員自身の命を第一優先とし、命の危険を感じる際には無理な出勤はせず、安全確保を行った後に出勤する。
 - c. 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決定する。
 - d. 大まかな被害状況を確認し、所沢商工会議所と所沢市は以下の間隔で被害状況等を共有する。

【被害レベルと被害内容の目安】

被害レベル	想定被害内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内 5%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害状況を共有する間隔】

発災 ～ 3日	1日に2回共有する
3日後 ～ 2週間	1日に1回共有する
2週間 ～ 1か月	2日に1回共有する
1か月以降	1週間に1回共有する

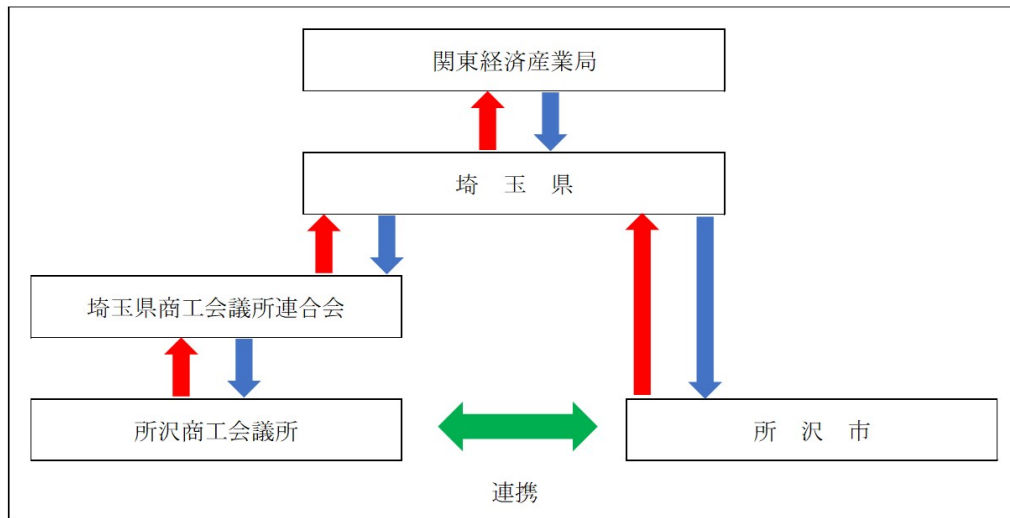
③ 新型インフルエンザ等感染症に係る応急対策と方針決定

- a. 今後新型インフルエンザ等感染症が拡大する事態が生じた際には、政府や県等による基本的対処方針に則り、新型コロナウイルス感染症対策で蓄積した知見を活かして応急対策と方針決定を速やかに実施する。
- b. 所沢商工会議所は、意思決定機関において方針を決定したのち、所沢市との間で共有する。

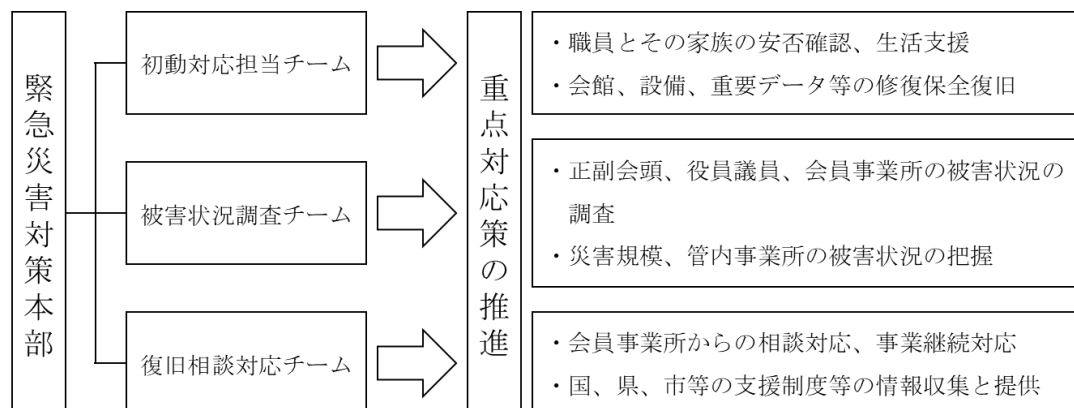
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- a. 自然災害等発生時に、域内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行う事ができる仕組みを構築する。
- b. 二次被害を防止するため、被災地域での活動の可否について決定する。
- c. あらかじめ定めた算定方法に則り、被害額を算定する。
- d. 所沢商工会議所と所沢市が共有した情報は、埼玉県が指定する方法で報告する。
- e. 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、所沢商工会議所と所沢市が共有した情報は、埼玉県が指定する方法で報告する。

【指揮命令・連絡体制図】



【指揮機能と重点対応策】



【主な被害状況に関する情報収集・集積方法】

所沢商工会議所の会員リストをもとに、被害状況について訪問又は電話・FAX・メール等の手段により下記について確認する。

(被害状況の確認項目)

項目	内容
企業（事業所）名	被害を受けた企業（事業所）の名称
代表者、所在地	被害を受けた企業（事業所）の代表者、所在地
連絡相手、連絡方法	被害を受けた企業（事業所）の連絡相手、連絡方法
業種	被害を受けた企業（事業所）の業種
被害状況	建物、機械設備、製品等の（全・半壊・一部、床上下浸水）
被害額（千円）	建物、機械設備、製品等、その他
感染症	種類や感染状況

(被害額の算定基準)

被害額の算定方法は、所沢商工会議所の議員・役員等を調査対象企業とし、地区内の被害規模を推定する方式で算定するものとし、今後検討して決定する。

< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- a. 域内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- b. 応急時に有効な被災事業者への支援施策（国・県・市等）について情報収集を行い、域内小規模事業者等へ周知する。また、既存制度でも災害時に使えるものは周知する。
- c. 国や埼玉県、日本商工会議所の動向を確認しながら、所沢市と調整のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を設置し、災害復旧や融資等の支援を行う。
- d. 感染症については、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策の周知や相談窓口開設による支援を臨機応変に行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- a. 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した小規模事業者に対し支援を行う。
- b. 被害規模が大きく、被災地域の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの派遣（応援）等を埼玉県に相談する。

※ 1 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

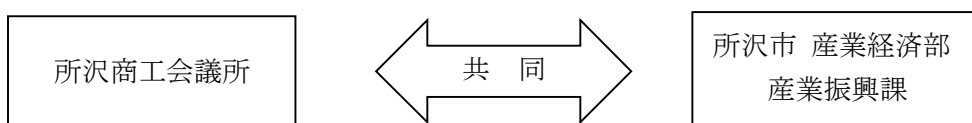
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

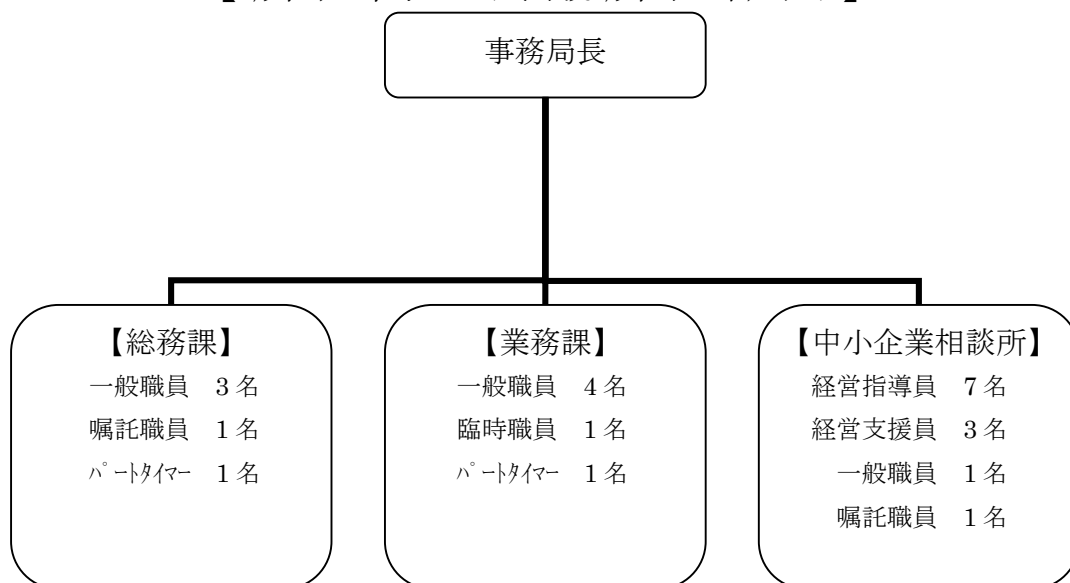
事業継続力強化支援事業の実施体制

(2023年3月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



【所沢商工会議所組織図】



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

- ・鈴木慎哉 (連絡先は後述(3)参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①所沢商工会議所

所沢商工会議所 中小企業相談所

〒359-112 埼玉県所沢市元町 27-1 所沢ハーティア東棟 3 階

TEL 04-2924-5581 / FAX 04-2923-6600

E-mail soudanjo@tokorozawa-cci.or.jp

②所沢市

所沢市 産業経済部 産業振興課

〒359-8501 所沢市並木一丁目 1 番地の 1

TEL 04-2998-9157 / FAX 04-2998-9162

E-mail a9157@city.tokorozawa.lg.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
チラシ製作費	50	50	50	50	50
セミナー開催費	100	100	100	100	100
専門家派遣	150	150	150	150	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

所沢商工会議所の自主財源及び所沢市の補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

